

伏見地区自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、伏見地区自治協議会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、伏見地域ふれあい会館（奈良県奈良市菅原東一丁目21番21号）に置く。

(目的)

第3条 本会は、伏見地区を住みよいまちにするため、伏見地区自治計画に基づき、地区内における多様な団体・個人が構成員となり、地域が一体となって民主的に地域づくりの実践に努めることを目的とする。

(1) 誰もが安心して暮らせる安全なまち

(2) 災害に強いまち

(3) 互いに支え合い助け合えるまち

(4) 若者が夢を持ち成長できるまち

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる取り組みを行う。

(1) 地域課題の把握や情報の発信

(2) 地域課題の解決に向けての協議及び事業の実施

(3) 伏見地区自治計画に基づく事業の実施

(4) その他、本会の目的達成のために必要な活動

(活動区域)

第5条 本会の活動区域は、原則として、奈良市立伏見小学校区とする。

第2章 構成

(構成員)

第6条 本会の構成員は、活動区域内で活動する各種団体及び居住する住民等とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、ならびに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその統制下にあるものは本会の構成員となることができない。

第3章 役員

(役員)

第7条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 本会には、必要に応じて、役員会の選任により顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第8条 本会の役員は、代表者会議での選出、総会での承認をもって決定する。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務全般を掌理する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告をする。
- (6) 顧問は、役員会の求めに応じて事業に助言し協力する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、最長5年まで再任することができる。

2 役員の中で欠員が生じたとき、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、代表者会議、役員会及び部会とする。

2 会議は原則として公開し、本会の構成員は傍聴できるものとする。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合は、その他の者も傍聴できるものとする。

第5章 総会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、代議員（別表Ⅰ）をもって構成する。

2 総会の構成は、代表者会議の協議決定により変更することができる。

(総会の機能)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 役員の承認と解任
- (3) 事業計画及び予算案
- (4) 地域自治計画の策定及び変更
- (5) 規約の改正
- (6) 総会で提案された事項
- (7) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後2か月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、少なくとも会議開催の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に文書をもって通知しなければならない。また、併せて所定の公的な場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は十分に話し合いをして決する。意見が分かれた場合には、出席している代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数（委任状を含む）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は押印しなければならない。

第6章 代表者会議

(代表者会議)

第23条 本会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、代表者会議を設置する。

(代表者会議の構成)

第24条 代表者会議は、理事（別表Ⅰ）をもって構成する。その任期は1年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、最長5年まで再任できる。

2 理事は代議員を兼ねることができる。

(代表者会議の機能)

第25条 代表者会議は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 規約に定める事項
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(代表者会議の招集)

第26条 代表者会議は、会長が招集する。

(代表者会議の議長)

第27条 代表者会議の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席できない場合には、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第28条 会長が必要と認める時は、理事以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(代表者会議の定足数)

第29条 代表者会議は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(代表者会議の議決)

第30条 代表者会議の議事は、十分に話し合いを行って決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(代表者会議の議事録)

第31条 代表者会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 役員会

(役員会)

第32条 役員会は本会の執行機関の中核とし、第7条に規定する役員をもって構成する。

- 2 役員会は、事務局長が招集する。
- 3 役員会は、本会の事務局長がその議長を務める。ただし、事務局長に事故があり出席できない場合には、会長が指名する副会長が代理できるものとする。
- 4 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、原則、出席者全員の同意をもって決定する。

(役員会の機能)

第 3 3 条 役員会は、次の事項を審議及び決定し、それを効果的に実行する。

- (1) 代表者会議に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 規約に定める事項
- (4) その他、代表者会議の承認を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の議事録)

第 3 4 条 代表者会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員総数及び出席役員数
- (3) 出席役員氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) その他、役員会が必要と認めた事項

第 8 条 部会

(部会)

第 3 5 条 地域自治計画に基づく事業を実施するため、本会に次の部会を設置する。

- (1) 交流・環境部会
- (2) 防犯・防災部会
- (3) 高齢者福祉・健康部会
- (4) 児童福祉・心理部会
- (5) 教育・文化部会

(部会の構成)

第 3 6 条 各部会には、関連性が強い団体（中核団体）が所属し、その理事（別表Ⅱ）が部会の運営を担当する。

- 2 各団体は、関連性のある部会に所属し、所属団体と協力して地域課題の解決に取り組む。
- 3 各代議員は、関心のある地域課題を協議する部会に参加できるものとする。
- 4 各部会の長は、各部会を構成する者の中から互選により選出する。

(部会の役割)

第 3 7 条 各部会は、次の役割を担う。

- (1) 各部会の設置目的に従い、地域課題の解決に向けて対策を検討する。
- (2) 地域課題の解決のための事業を立案し、実施する。

(3) 伏見地区自治計画に基づく事業を立案し、実施する。

(4) その他、各部会の目的達成のために必要な活動を行う。

(部会の招集)

第38条 部会は、部会長が招集する。

(部会の議長)

第39条 部会の議長は、部会長が務める。ただし、部会長に事故があり出席できない場合には、部会長が指名する副部会長が代理できるものとする。

(部会員以外の出席)

第40条 部会長が必要と認める時は、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会の議決)

第41条 部会の議事は、十分に話し合いを行って決する。意見が分かれた場合は出席部会員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(部会の議事録)

第42条 部会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 部会員総数及び出席部会員数

(3) 出席部会員氏名

(4) 開催目的、審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(部会の報告)

第43条 部会長は、代表者会議に対し事業の執行状況を報告する。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 役員会の職務を補佐するため、事務局を設置する。

2 事務局は、事務局長が会務を統括する。

3 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。

4 事務局の運営に関する事項は、役員会で定める。

(事務局の役割)

第45条 事務局は、次の役割を果たす。

(1) 本会の庶務

(2) 事業執行状況の把握

(3) 行政との連絡調整

(4) 団体間の連絡や住民に対する広報等

第10章 伏見地区自治計画

(伏見地区自治計画)

第46条 伏見地区の将来像、まちづくりの目標、伏見地区自治協議会の基本方針等をまとめた伏見地区自治計画は、地域の現状や課題を整理し、地域で十分に話し合いをして策定した。従って、活動の進捗や地域の課題等の状況変化に伴って、適時、内容の点検や検討を行い、必要に応じて見直すものとする。

第11章 会計及び監査

(収入の構成)

第47条 本会の経費は、協賛金、本会が行う事業等の収入、市からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第49条 本会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2項 本会の構成員による帳簿閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第50条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会に報告する。

第12章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第51条 この規約を変更する場合は、総会において代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(解散)

第52条 本会を解散する場合は、総会において代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第13章 その他

(その他)

第53条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は代表者会議が別に定める。

附則

1 この規約は、2026年3月28日より施行する。

別表Ⅰ（第14条・第24条関係）

代議員数及び理事数について（案）

分類	番号	団体名等	総 会 代議員数	代表者会議 理事数
代 表 者 会 議 参 加 団 体	1	伏見地区自治連合会	5名	2名
	2	伏見地区自主防犯・防災協議会	5名	2名
	3	伏見地区民生委員児童委員協議会	5名	2名
	4	伏見地区社会福祉協議会	2名	1名
	5	伏見地区人権教育推進協議会	2名	1名
	6	伏見こども園	1名	1名
	7	伏見こども園PTA	1名	1名
	8	伏見小学校	1名	1名
	9	伏見小学校PTA	1名	1名
	10	（伏見中学校）	（1名）	（1名）
	11	伏見中学校区少年指導協議会	1名	1名
	12	伏見地域包括支援センター	1名	1名
	13	伏見公民館	1名	1名
	14	伏見地域ふれあい会館	1名	1名
	15	青色パトロール	1名	1名
	16	地域交流の場 ふしみい	1名	1名
協力 団体		（申請・登録による団体参加予定）	（各1名予定）	（各1名予定）
個人		（公募による住民参加予定）	（5名予定）	（2名予定）
合 計 数			30名	19名

2026年3月28日現在

